

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年4月21日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項目	内 容		
1	発生時期・場所	令和4年2月8日 午後1時30分頃 [REDACTED]		
	事故の概要	公用車のルーフキャリアによる車庫入り口の破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物 損 (車庫入り口アルミパネル)	
	被害総額・市の過失割合	—	50,600円・100分の100	
	賠償金	—	50,600円	
	内 訳	保険金	—	50,600円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和4年3月30日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和4年3月13日 午後0時30分頃 高山市久々野町無数河4141番地168 (飛驒舟山スノーリゾートアルコピア第5駐車場)		
	事故の概要	敷地内側溝のグレーチングが跳ね上がったことによる走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED] [REDACTED]		
	事故の種類	人身	物 損 (フロントバンパー)	
	被害総額・市の過失割合	—	95,645円・100分の100	
	賠償金	—	95,645円	
	内 訳	保険金	—	95,645円
		一般財源	—	0円
専決年月日	令和4年4月7日 地方自治法第180条第1項			